

外来医療計画及び医師確保計画策定に係る進捗状況について

1 外来医療計画について

(1) 協議に関する県の方針

① 計画策定時

計画の策定段階は、圏域保健医療福祉推進会議及び地域医療構想推進委員会で検討する。

② 計画策定後

計画策定後の計画の推進については、原則として地域医療構想推進委員会の場を活用する。

(2) 策定スケジュール（予定含む）

- 7月 国が医師偏在指標（確定値）を算出
- 8月 圏域保健医療福祉推進会議（8/28 東三河南部）にて説明
- 11月 試案の決定（11/29 医療審議会医療体制部会）
意見照会（圏域保健医療福祉推進会議及び地域医療構想推進委員会の構成員）
- 12月 原案の決定（12/16 医療審議会）
- 1月 パブリックコメント（R1. 12. 21～R2. 1. 19）
- 2月 原案の修正（医療審議会医療体制部会）
- 3月 計画案の決定（医療審議会）
公示

2 医師確保計画について

(1) 協議に関する県の方針

都道府県の医師確保施策について協議を行うこととされている、法定の**地域医療対策協議会**において、実効性のある取組を盛り込むための協議を行い、今年度中に策定を行う。

なお、医師確保計画は医療計画の一部として策定するため、医療計画を所管する医療審議会（医療体制部会）での審議を経る。

(2) 策定スケジュール（予定含む）

- 7月 国が医師偏在指標（確定値）を算出
- 8月 医師の確保の方針、目標医師数を達成するための方策等の検討（8/28 地域医療対策協議会）
- 11月 原案の検討（11/18 地域医療対策協議会 ⇒ 11/29 医療審議会医療体制部会）
- 12月 原案の決定（12/16 医療審議会）
- 12月 パブリックコメント（R1. 12. 21～R2. 1. 19）
- 2月 原案の修正（地域医療対策協議会 ⇒ 医療審議会医療体制部会）
- 3月 医療計画の一部として追加（医療審議会）
公示

3 計画期間

2020年度から2023年度までの4年間（初年度のみ。次年度計画から3年で見直し。）